

令和7年度 分校いじめ防止基本方針

1 いじめの問題に対する基本姿勢

「いじめは人として、決して許される行為ではない」という基本認識のもと、本校に通う児童生徒の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものだとすることを考慮しなければならない。

毎日安心した学校生活を送ることができるよう、いじめの問題の克服に向けて取り組み、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

さらに、本校では、いじめ防止対策委員会を「分校いじめ防止基本方針」に位置付け、設置し、いじめに対して組織的に対応する。

また、いじめ防止対策委員会は、管理職、分校教職員で構成し、場合によっては、児童生徒が入院している科の看護師長、児童生徒の担当看護師、ソーシャルワーカーが加わり、委員会を開催し、対応事項を検討する。組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督下で行うこととする。学校長が委員会に出席できないときは、教頭が主となる。このときの協議内容を速やかに学校長に報告し、学校長の方承を得た上でいじめ防止対策委員会の決定事項とする。

2 いじめ防止対策の基本的な考え方

- (1) いじめが本校の全ての児童生徒に関係する問題であることを踏まえ、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるようにする。毎日、病棟とやり取りを行う出欠表、日常的に行う病棟の看護師やソーシャルワーカーとの児童生徒情報交流から、いじめの未然防止や早期発見に努める。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響及びその他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、北海道大学病院（以下、病棟）関係者、家庭及びその他の関係者の連携の下、いじめの問題の根絶に取り組む。
- (4) 加害児童生徒に対しては、内面に抱える不安や不満、ストレスなどを教職員が理解し、受け止めた上で指導にあたる。加害児童生徒保護者に事実関係を適切に伝え、以後の対応への協力を求めていく。
- (5) 分校入級時の保護者面談、ソーシャルワーカーによる児童生徒の事前情報で、原籍校でのいじめに関する情報を得た場合は、本人、保護者の方承のもと原籍校に事実確認を行う。また、退院時に分校での学習面、生活面での様子を伝え、原籍校での学校生活を安心して送ることができるように関わる。

- (6) いじめの疑いを把握した場合は、いじめ防止対策委員会で対策を検討し、速やかに対応をする。このとき構成員全員が揃わない場合でも、出席可能な構成員のみで委員会を開催し迅速に対応を進める。
- (7) いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐために、身近な教職員に相談できる職場の組織風土を醸成する。また、児童生徒の訴えを抱え込み、個人で判断することがないように、学校いじめ防止対策委員会で検討し、学校全体で共有する意識を教職員全員がもつ。
- (8) いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮、自殺企図などの情報について、進級・進学、原籍校へ戻るときには確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。また、分校退学時に記入していただく学校評価(児童生徒・保護者向けのアンケート)に、いじめに関する記載があったときは原籍校へ確実に引き継ぐ。

3 いじめの未然防止

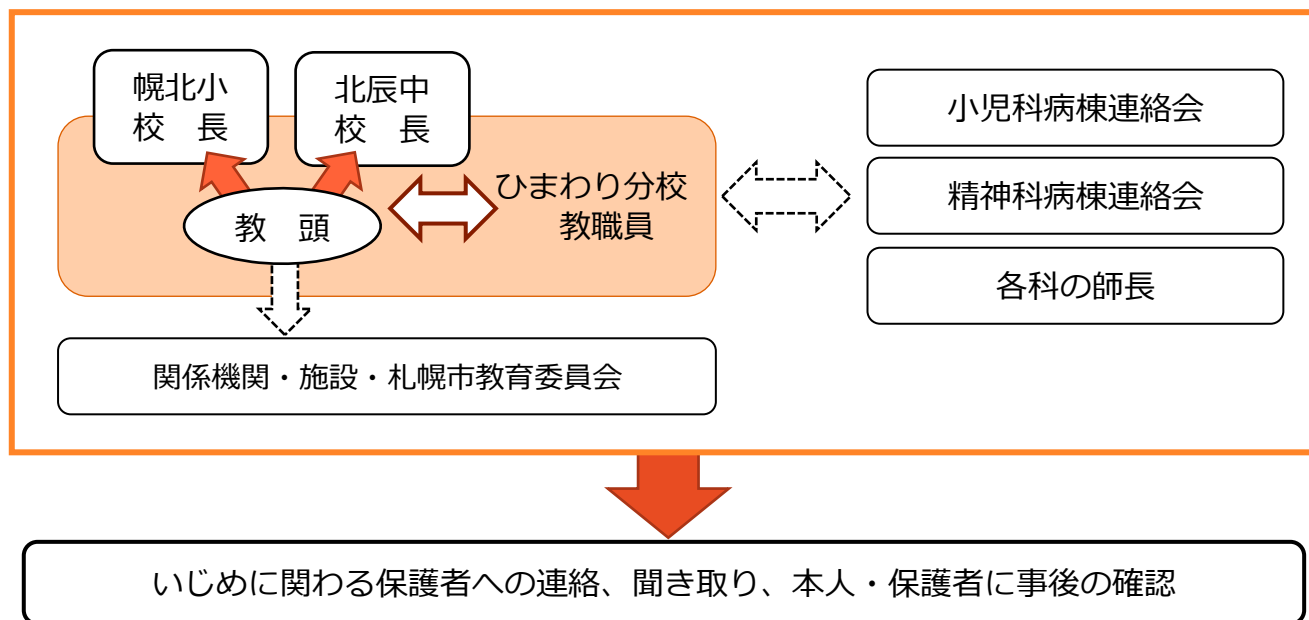
- (1) 教職員の対応力向上
- ・個人で対応せず、複数で対応
 - ・いじめをはじめとする児童生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の実施
 - ・「いじめは絶対に許されない」という姿勢を全ての教職員で共有
- (2) 児童生徒一人一人を生かす教育活動の充実
- ・児童生徒が主体的に参加・活躍できるような授業実践
 - ・日常生活や道德教育を通じ、相手意識や他者とコミュニケーションを図ろうとする社会性を育成
- (3) いじめについての児童生徒の理解促進
- ・いじめ防止の取組で、互いを認め合う人間関係を育成
 - ・見て見ぬふりをすることがいじめを深刻化させることを指導
 - ・児童生徒が、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、集団づくり
- (4) 学校として特に配慮が必要な児童生徒についてのいじめの防止
- ・治療による容姿の変化が起きた児童生徒へのいじめの防止
 - ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめの防止
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ児童生徒などに対するいじめの防止
 - ・性同一性障がいや性的指向、性的自認に係るいじめの防止
 - ・災害により被災した児童生徒、諸事情等により避難している児童生徒に対するいじめ防止
- (5) インターネット上のいじめの防止
- ・情報ネットモラル教育の充実
- (6) 保護者への啓発
- ・いじめ問題に対する理解が深まるように啓発
 - ・児童生徒のインターネットの扱いについて家庭でのルールづくりを啓発

4 「いじめ防止対策委員会」の設置と関係機関との連携

◇分校では、全教職員をいじめ防止対策委員とし、いじめ問題に取り組む。

◇組織の役割

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努める。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため情報を集約、全教職員で共通理解の場とする。



事実関係の確実な把握といじめの認知

- ・分校入級面談時に原籍校での様子を確認。
- ・分校での生活、病棟内での生活について分校と病棟で情報共有し、アセスメントシートの活用をする。

情報の共有

- ・分校入級前にいじめを確認した場合、原籍校、子どもの入院している科へ、本人、保護者の同意を得て情報提供を行う。
- ・分校入級中にいじめを確認した場合、校内いじめ防止対策委員会で対策を検討、保護者、病棟への情報共有、児童生徒が退院時には、本人、保護者の同意を得て原籍校へ報告を行う。

いじめられた児童生徒の安心・安全の確保

- ・自尊感情が損なわれないように配慮する。
- ・児童生徒の心のケア。
- ・安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

いじめた児童生徒への解決に向けた働きかけ

- ・いじめた児童生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- ・自分の行為の責任を自覚できるよう関わる。
- ・再発防止につなげる指導プログラムを活用する。

関係保護者との連携

- ・いじめられた保護者に把握した事実の概要を迅速に伝える。
- ・いじめた保護者に事実関係を正確に伝え、以後の対応に協力を求める。

市教委・関係機関との連携

- ・いじめを把握した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- ・対処方法に見通しが立たない場合や長期化した場合は、速やかに教育委員会と協議する。
- ・学校外でのいじめは、必要に応じて関係機関と連携する。

再発防止

- ・再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- ・再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- ・認め合う人間関係の構築を促す。
- ・いじめ解消の目安である3か月に至るまで教職員での見守りや被害児童生徒及び保護者との面談を行い、心身の状況を確認する。
- ・加害児童生徒の保護者に対しても学校生活の情報共有を行い、連携を図る。

いじめの解消

【いじめが解消している状態は次の二つの要件を満たす】

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
※ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(1) いじめ防止対策委員会は、毎月1回実施する。学校長が来校する職員会議後に行う。職員会議がない月は、学校長が来校する日に合わせて開催する。また、記録を残すと共に、小児科病棟・精神科病棟連絡会議の記録も残し、子どもの状況、いじめに関する事項の有無についても記録を残す。

(2) いじめに係わるアンケート、退院時に児童生徒・保護者が記入している学校評価アンケートにおいて、いじめに係る事項の記載を発見した場合、すぐはいじめ防止対策委員会を開催し、対応を検討する。学校評価アンケートにいじめに係る記載があった場合は、本人、保護者の同意のもと原籍校に情報共有を図る。

(3) いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合は、教育委員会と連携し、警察に通報・相談を行い、適切な援助を行う。このとき、病棟へ情報共有を行う。

※幌北小学校校長、北辰中学校校長には、常に報告を行い、指示を仰ぐ。緊急時には、学校長の判断のもと本人、保護者の同意を待たずに対応する場合もある。

※主に分校へ登校する児童生徒が入院している小児科病棟、精神科病棟との連絡会議を連携機関と位置付ける。連絡会議には分校教職員全員が参加し、情報共有の場と位置付け、いじめ問題を把握した場合には、対応策の検討を各科に事前に依頼する。

※分校との連絡調整は、教頭、小児科ソーシャルワーカー、精神科ソーシャルワーカーが行う。

- ・小児科病棟連絡会議は月に1回開催

- ・精神科病棟連絡会議は年に3～4回開催

- ＜小児科病棟参加者＞

- ・医師（分校評議員兼務）、師長、看護師、保育士、CLS（チャイルドライフ・スペシャリスト）、小児科病棟ソーシャルワーカー

- ＜精神科病棟参加者＞

- ・医師、師長、看護師、精神科病棟ソーシャルワーカー

※小児科病棟、精神科病棟以外の児童生徒については、各科の師長と連携を行う。

※分校の事案については、両学校長との協議の結果、早急に教育委員会分校担当指導主事に報告しなければならない。

※被害、加害、双方の保護者にいじめに係わる連絡を行う。

※被害児童生徒、保護者には、事後（事後、3か月後を目安とする。）の確認面談を行う。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認められるとき。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な被害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

(2) 重大事態発生の報告

- ・重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ報告する。

(3) 調査の実施

- ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校が事実に向き合うことで、該当事態への対処や同種の事態の発生の防止を図る。

【 明確にする事項 】

- ・いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒事情の人間関係にどのような問題があったか。
- ・学校、教職員がどのように対応したか。

(4) 調査結果の提供・報告

- ・調査の進捗状況等及び調査結果は、学校からいじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。

6. いじめ問題の事後の対処

- (1) 分校では、退院と同時に原籍校への転学となることから、原籍校への引継ぎ時に分校内で起きたいじめ問題、分校内での対策と病棟内での対策を原籍校へ報告する。

- (2) 分校では、退院時に児童生徒と保護者に学校アンケート（学校評価）の記入を依頼していることから、学校評価の記載内容を注視し、いじめ問題に関する記載があった場合は、原籍校への引継ぎ事項とする。

- (3) 病棟から児童生徒が退院する場合に、復学支援会議を実施することがある。分校在籍時にいじめ問題に関する事項がある児童生徒の場合は、事前に本人、保護者、病棟のソーシャルワーカーと協議の上、復学支援会議の開催の仕方を検討する。また、児童生徒が原籍校での学校生活を安心・安全に始めることができるように協議内容を精査する。

【令和7年度 いじめ防止対策委員会 日程】

月	日	曜日
4	4	金
5	21	水
6	18	水
7	9	水
8	25	月
9	17	水
10	15	水
11	21	金
12	10	水
1	21	水
2	20	金
3	18	水

※上記の予定以外にも、必要に応じて適宜招集し、実施する。